

EECと国連海洋法条約：条約への参加問題

高林, 秀雄
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1909>

出版情報：法政研究. 56 (3/4), pp.147-166, 1990-03-24. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

EECと国連海洋法条約

——条約への参加問題——

高林 秀雄

はじめに

一 混合協定

二 条約参加上の問題点

- (1) 参加資格を有する国際機関
- (2) 国際機関の権利義務の範囲
- (3) 国際機関と締約国でない構成国の関係
- (4) 国際機関と構成国の間における代表権の配分
- (5) 責任の帰属と紛争解決

おわりに

はじめに

論 説

一九八二年の国連海洋法条約は、第三次海洋法会議における九年間にわたる外交交渉の結果を示すものであって、

広大な海洋について「海洋法の法典化と漸進的発達」(同条約前文)を計ろうとするものである。

この条約は、本文三三〇条の他に九つの附属書を有する大部の法典であり、海洋法のほぼ全分野を対象事項にしており、そのうえ国際海底機構と国際海洋法裁判所の二つの国際機関を新たに設立することも定めている。この条約の署名期限内に署名した国その他の主体は一五九にのぼるが、これを批准した国は、条約の採択から七年を経過した時点(一九八九年一月)において、四二国にとどまっており、六〇国が批准書または加入書を寄託した日から一二カ月後という発効条件を充たすためには、まだ年月を要するものと考えられる。

とりわけ、この条約のなかで深海底制度に関する第一一部の規定については、先進工業国のなかでもアメリカ、イギリス、西ドイツが不満を表明して、条約への署名を拒否している。同時に、米国は、この条約の深海底制度以外の規定はすでに慣習国際法の規則になっているので、条約に参加しなくとも慣習法を表現した規定に基づいて、米国が権利を行使することができると主張している²⁾。EEC構成国のなかで、この条約への参加をためらっている英国、西ドイツも米国と同じ立場にたつようである。しかし、それ以外のEEC構成国は期限内に署名を行っており、EEC自体も一九八四年一月七日に署名を済ませている³⁾。

このように、国連海洋法条約においては、EECの構成国だけでなく、EEC自体も条約の締約者になることが予定されている。それゆえ、EECの同条約への参加問題は、法技術的に興味のある多様な問題点を内蔵しており、国際法とくに国際機構法の将来への発展にとっての重要な示唆を含んでいるように思われる。

本稿では、地域的経済統合体である国際機関が、海洋における国家活動を秩序づける、国連海洋法条約へ参加する場合に生ずる問題点を論ずることにする。

一 混合協定

E E Cは、その構成国間における通商上の障壁を撤廃して、共同市場を設立することを目的にしている。さらに、E E Cは、通商、農業、漁業などの問題について、共通の政策と規制を定めるために、構成国がこれらの事項に関する国家の権限の一部を共同体に移譲しており、移譲された分野については、E E C自体が権限を行使し、義務を履行し、また、これらの事項に関して第三国との間に条約を締結することができる。

国連海洋法条約の規律対象事項のなかでも、通商政策、海洋生物資源の保存あるいは海洋環境の保護などの問題は、ローマ条約に基づいて、E E Cの構成国がその権限を共同体へ移譲しているため、これらの事項について構成国は第三国との間で条約を締結することができない。ゆえに、海洋全体にわたって新しい法秩序を樹立しようとする、国連海洋法条約が有効に実施されるためには、E E C自体がこの条約に参加することが不可欠になってくる。と同時に、同条約に規定されている締約国の権利義務のなかで、E E Cの構成国がなお権限を保留している事項については、構成国もまた締約国として同条約に参加することが、条約の実施上必要になってくる。

このようにして、国連海洋法条約が「国際交通を促進し、かつ、海洋の平和的利用、海洋資源の衡平かつ効果的な利用、生物資源の保存並びに海洋環境の研究、保護及び保全を促進するような海洋の法的秩序を確立する」（同条約前文）ためには、E E C自体とその構成国の両方が、この条約にも参加することが要請されるのである。そして、この種の条約——混合協定（mixed agreement）という——においては、構成国から権限の移譲をうけている事項については、E E Cが構成国の権限を一括して行使し、また、構成国が権限を保有している事項については、当該構成国が個別的に権限を行使すること、ならびに、条約によって課される義務については、権限の帰属する主体によってそれ

ぞれ履行されるといふ、権限配分の関係が生ずることになる。⁽⁴⁾

第三次海洋法会議の審議に対しては、EECは、当初から毎会期にオブザーバーを派遣しており、共同体に権限が移譲されている事項については、共同体内部で事前に統一した態度を決定して、それを当該会期の共同体理事会の議長国である国の代表を通して、海洋法会議で主張してきたが、とくに繰り返し強調されたのは、EECの構成国だけでなくEEC自体が海洋法条約に参加する必要性がある点であった。⁽⁵⁾

一般に、国際条約を締結するための外交交渉においては、条約への署名、批准、加入あるいは効力発生などの問題は、最終条項の問題として審議されることになっており、EECの条約参加問題もまた、最終条項に関する交渉に属している。第三次海洋法会議は、九年間という交渉期間が示すように、条約にもりこまれるべき事項をめぐる交渉が難航に難航を重ねてきた。そのため、会議の大勢としては、実質問題に関する交渉が十分に進展していない段階において、最終条項などの手続問題に関する審議を行うことは、かえって無用の混乱をひきおこすおそれがあると考えられてきた。

だが、海洋法会議の交渉が大詰めをむかえた一九七九年夏の再開第八会期において、アメリカン議長は、七月二三日の非公式本会議において、最終条項に関する審議を開始すること、そのために、最終条項に関する法律専門家グループを設立して、技術的な検討を行わせることを決定した。審議の進め方としては、比較的簡単な問題と論議をよぶおそれのある困難な問題とに分けて、前者については非公式本会議での審議の後に、法律専門家グループの検討に委ねるが、後者については、非公式本会議で政治的ガイドラインを定めてから、同グループの検討に付することにしたが、EECなど国家以外の主体の条約への参加資格の問題は、後者のなかに入れられた。⁽⁶⁾

この国際機関の条約参加問題は、一九八一年春の第一〇会期、同年夏の再開第一〇会期ならびに一九八二年春の第一一会期において集中的に審理され、各方面からの要求を妥協させたテキストが、自治提携国や自治地域などの主体

の条約参加資格の問題とのパッケージ・ディールとして合意された。条約附属書Ⅹ「国際機関による参加」がそれである。⁽⁸⁾⁽⁹⁾ この附属書の規定のもつ法律上の問題点を、以下に検討しよう。

二 条約参加上の問題点

(1) 参加資格を有する国際機関

海洋法会議における審議では、もっぱらEECの参加を念頭においた議論が展開されたが、条約の規定上は、関税同盟などの地域的経済統合体の参加資格として、国際機関一般に適用できる表現となっている。もっとも、対象となる国際機関は、「国によって構成される政府間機関 (intergovernmental organization)」に限られており、非政府機関 (NGO) は排除されている。

政府間機関が参加資格を有するためには、(a) 国際機関の構成国がこの条約によって規律される事項に関する権限を、当該国際機関に対して移譲していること、および、(b) その国際機関が移譲された事項に関して、第三国と条約を締結する権限を有すること、二つの基準を充たさなければならない (附属書Ⅹ第一条)。これらの基準は、自治提携国や自治地域がこの条約への参加資格をもつための基準と同じである (条約第三〇五条一項(c)、(d)および(e))。海洋法会議の審議において、当初ソビエトは、国際機関が国家と同じ地位で条約に参加することを拒否する態度をとり、国際機関が条約上の権利義務を受諾する宣言を行ったときにかぎって、条約の規定がその国際機関に対して適用されるという趣旨の提案を出していた。⁽¹⁰⁾ このソビエトの態度は、その後の交渉の進展にもなっており、非常に厳重な条件をつけてEECの条約参加を認める方向へと変わっていった。

さて、国際機関の条約参加が要請されるのは、その構成国から条約の対象事項に関する権限が移譲されていることに基づくかぎり、構成国の条約参加問題と切り離して、国際機関の参加資格を論ずることができない。この点につき、ソビエトは、国際機関の参加の条件として、その構成国の全部が締約国となることを要求した。⁽¹¹⁾しかし、構成国全部の参加を条件にするならば、国際機関が条約へ参加できるまでに長い期間が経過することになる。コー議長は、非公式本会議への報告において、なるべく早い時期に国際機関が条約に署名できるようにすることが、国際機関に対して条約の趣旨および目的を阻害しない義務を課する観点から望ましいと述べていた。⁽¹²⁾結局、この問題は、国際機関の参加の条件として、その構成国の過半数が条約に参加することを要求することで、政治的な妥協が成立した。したがって、国際機関は、その構成国の過半数が条約の署名国となったときに、この条約に署名することができること（附属書第二条）、および、その構成国の過半数が批准書または加入書を寄託した場合には、正式確認書または加入書を寄託することができること（同第三条一項）になったのである。

ここに、正式確認書 (instrument of formal confirmation) というのは、国家の場合における批准書 (instrument of ratification) に相当するものである。当時国連国際法委員会で審議中の「国と国際機関との間又は国際機関相互の間の条約の問題」において、国が条約に拘束されることについての同意を表す「批准」という文言は、君主国の長い伝統に基づく用語であるので、国際機関の場合に使用するのは適当でないとして、「正式確認行為 (act of formal confirmation)」という表現を用いた。そして、国家の場合の「批准書」に相当する文言として「正式確認書 (instrument of act of formal confirmation)」という表現を採用した。海洋法会議では、こうした国際法委員会の用語法を考慮して、「正式確認書 (instrument of formal confirmation, instrument de confirmation formelle)」の表現を採用した。しかしながら、その後の一九八二年の国際法委員会は、この表現が文法上の難点をもつという理由で「正式確認書 (instrument relating to an act of formal confirmation)」に変更した。⁽¹³⁾やがて、この国際法委員会の報告書を原案

として、一九八六年に国連が開催した国際会議において作成された、「国と国際機関との間又は国際機関相互の間の条約についての法に関するウィーン条約」では、「正式確認行為 (act of formal confirmation)」(第二条一項 (b) の2)、第一四條二項)、「正式確認書 (instruments relating to an act of formal confirmation)」(第一六條一項) という表現を採用している。¹⁴⁾ その結果、一九八二年の国連海洋法条約と前記一九八六年のウィーン条約では、英文の表記方法が異なることになった。なお、批准に相当する国際的な行為について、国の場合と国際機関の場合とで用語法を区別することについては異論が出されている。¹⁵⁾

ところで、今度は逆の場合、つまり、国際機関が海洋法条約を廃棄できる条件についてであるが、国際機関は、その構成国のいずれかが条約の締約国に止まっている間は、条約参加資格を満たしているかぎり、この条約を廃棄することができない(附属書第八條C(i))。しかし、すべての構成国が締約国でなくなった場合、あるいは、国際機関が条約参加資格を失った場合には、国際機関はこの条約を廃棄しなければならない(同第八條C(ii))と規定されている。その結果、構成国が条約対象事項に関する権限のすべてを国際機関に移譲している場合であっても、すべての構成国が条約から離脱した場合には、当該国際機関は、条約に止まることができないわけである。

なお、海洋法条約の廃棄は、国家の場合には、国連事務総長にあてた通告書が受理された日から一年後に効力を生ずるが(条約第三一七條一項)、国際機関の場合には廃棄は直ちに効力を生ずることになる。国際機関が、前述した条約参加資格を失った場合も同じである(附属書第八條C(ii))。

(2) 国際機関の権利義務の範囲

混合協定においては、国際機関は、その構成国から移譲された権限の範囲内で、条約に基づく権利を行使し義務を履行することになり、構成国は、国際機関に移譲した権限を他国との関係で行使できなくなる。つまり、原則として、

同一事項について権限を有するのは、構成国か国際機関かのいずれかの二者択一となるわけであり（附属書第四条三項）、同一事項について両者ともが権限をもつのは、権限が移譲の途上にある場合のような、例外的な事態のときであるということが出来る。

ゆえに、第三国の利益を保護するためには、特定の事項について構成国と国際機関のいずれが権限を有しているかを、外部から明確に判断できるようにすることが重要である。海洋法会議では、構成国と国際機関の間における権限配分の関係についての情報が、定期的にかつ継続的に提供されることを求める声が強かった。

しかし、EECの場合において、共同体と構成国の間の権限関係は、ローマ条約、多数の内部規則、あるいは司法裁判所の判決などによって決定されており、しかも、構成国から共同体への権限の移譲が継続的に進行しているため、抽象的で一般的な情報を提供しても、第三国に理解させるには不十分であること、特定の時点における権限関係については、共同体委員会と構成国の間でも意見の相違があること、あるいは、司法裁判所の判決も具体的な事件を対象にするものであって、適用範囲が限定されていることなどの理由から、こうした要望に答えるのが容易でない旨EEC側から説明された。むしろ、実際に紛争が発生するまでは、両者間の権限関係が明確にされない場合が多いようである。

そこで、特定の時点において、いかなる事項に関する権限が、構成国から国際機関へ移譲されているかを、他の締約国が把握できるようにするために、附属書は、情報提供について次のメカニズムを用意したのである。

(a) 国際機関は、署名のときに、この条約によって規律される事項のうち、署名国である構成国から国際機関へ権限が移譲されたもの、ならびにその権限の性格と範囲を明示する宣言を行うこと（附属書第二条）。

(b) 国際機関の正式確認書または加入書には、条約により規律される事項であって、締約国である構成国から国際機関に移譲された権限を明示する宣言を添付すること（同第五条一項）。

(c) 国際機関の構成国は、批准または加入のときに、この条約の規律対象事項のうちで、自国が国際機関へ移譲した権限を明示する宣言を行うこと（同条二項）。

(d) 国際機関と構成国である締約国は、前記(b)および(c)の宣言に明示された権限配分についての変更、および権限の新たな移譲について、速やかに寄託者に通報すること（同条四項）。

(e) いずれの締約国も、発生した特定の問題について、国際機関と構成国のいずれが権限を有するかについて情報を提供するように、両者に対して要請することができる。国際機関と構成国は、合理的な期間内に情報を提供することもとし、また、自発的に情報を提供することもできること（同条五項）。

このように、国際機関と構成国の間における権限関係を明確にできる有権的な機関の存在しない、EECのような場合を念頭において、実際に紛争が発生した時点で締約国からの照会に答えて情報が提供される方式が採用されたのである。情報を要請できる締約国のなかには、当該国際機関の構成国も含まれるものと解釈される。なお、照会に対して速やかに情報が提供されない場合にそなえて、構成国が国際機関への権限の移譲について、とくに宣言や通報を行っていないすべての事項について、構成国の側が権限を有するものと推定される旨の規定が設けられている（同条三項）。会議においては、これらの宣言中に権限移譲が関係する海洋法条約の条文を特定して指示するようにとの要望が出されたが、EEC内部における権限の移譲は、海洋法条約の条項を基礎にして行われるものではないので、かえって誤解を招くおそれがあるとして反対され、結局、この条に基づく宣言、通報および情報の提供には、移譲された権限の性格および程度を明示することを求めるにとどまった（同条六項）。

このように海洋法条約では、国際機関の構成国は、条約を批准しあるいは加入する際に、自国が国際機関に移譲した権限を明示する宣言を行うことにより、当該事項に関する条約上の義務を免がれることができる。ゆえに、その後国際機関が条約に参加するまでの間は、その問題について義務を負う主体が存在しないため、留保が禁止された条

約であるにもかかわらず、構成国にとっては留保を行ったのと同じ効果が生ずることになる点に注意しなければならぬ。⁽¹⁶⁾

ところで、EECは、一九八四年一月七日に海洋法条約に署名したが、そのときの宣言において構成国から権限の移譲をうけた事項として、海洋漁業資源の保存および管理に関する権限、海洋環境の保護および保全に関する権限、内陸国に関する規定につき関税同盟に基づく経済統合に入る権限、ならびに、深海底に関する規定につき不公正な経済慣行の監視を含む通商政策の事項に関する権限を列挙している。⁽¹⁷⁾

(3) 国際機関と締約国でない構成国の関係

国際機関の条約参加問題は、締約国である構成国から移譲された権限を、国際機関が行使することから生じたものである。ゆえに、国際機関は、締約国でない構成国に関して条約に基づく権利を主張することができない。また、国際機関が条約に参加しても、締約国でない構成国は、条約上の権利を主張したり、条約によって設立される機関に代表を派遣したりすることができず、全く条約制度の枠外におかれることになる。附属書も、「国際機関の参加は、いかなる場合にも、締約国でないその構成国に対しこの条約に基づく権利を与えるものではない」(同第四条五項)と規定している。

しかし、その構成国中に非締約国があったとしても、そのこと自体EECの条約上の地位に影響をおよぼすものはない。EECが条約の締約者となることにより、共同体が権限をもつ事項に関する条約の規定は共同体法の一部になり、すべての構成国の国民はこれに拘束されることになるわけであって、たとえ非締約国の国民であっても、自国の裁判所においてこの規定に基づく権利を主張できることになる。⁽¹⁸⁾ また、EECの内部において、締約国たる構成国の国民とそうでない構成国の国民との間で、差別的な取り扱いを行うことは容易ではなく、とくに、構成国の国民に

対して内国民待遇その他の特別の待遇を相互に付与している場合に、締約国である第三国の国民に認められるのと同じ権利を、構成国の国民に対して認めないならば、ローマ条約上禁止されている国籍に基づく差別になるものと考えられる。⁽¹⁹⁾

もっとも、附属書は「この条約に基づく国際機関の義務と当該国際機関を設立する協定に基づく又は当該協定に関連する行為に基づく当該国際機関の義務が抵触する場合には、この条約に基づく義務が優先する」（同第四条六項）と定めている。しかし、これはあくまで国際機関と第三国との関係に適用されるものであって、EECの内部規則の効力にまで影響をおよぼすものではない。したがって、EECが条約の締約者になった場合には、締約国でない構成国が条約に由来する利益をうける可能性（concealed representation）を排除することが非常に困難である。もし、EECがこの条約の締約国でない構成国の権限を行使した場合には、第三国としては各事例毎にそれを拒否するしか方法が残されていない。

その点で、会議においては、政治的妥協として、構成国の過半数が条約に参加した場合に、国際機関が条約の締約者となることができる（同第三条一項）ことで合意が成立したが、EECの内部組織からみると、構成国の全部がこの条約の締約国になることが望ましいと思われる。現在のところ、構成国の中でも英国と西ドイツが条約への参加を拒否している状況で、EECが条約の締約者となるならば、第三国との間に紛争をおこすおそれが十分にあると考えられる。

(4) 国際機関と構成国における代表権の配分

国際機関は、構成国から権限が移譲された限度において、条約の締約者となる。附属書は、「国際機関の参加は、いかなる場合にも、締約国であるその構成国が有すべき代表権（意思決定における権利を含む。）の増加を伴わない」

(同第四条四項)と規定している。この原則を具体化したのが、次の諸規定である。

まず、海洋法条約は、六〇番目の批准書または加入書が寄託された日から一二月で効力を生ずる(条約第三〇八条一項)。しかし、国際機関の正式確認書または加入書を、締約国の批准書または加入書と同列に取り扱って、条約の発効要件に算入するならば、代表権の重複(double representation)が生ずることになる。そのため、国際機関の正式確認書または加入書は、条約の発効に必要な数の計算に当たっては考慮されないことにした(附属書第八条(a))。

つぎに、海洋法条約の改正については、国際機関が改正の対象となっている事項の全体について権限を有する場合には、国際機関は、この条約の改正に関する規定(条約第三一三―三一五条)の適用に関して排他的権限を有し(附属書第八条(b)(i))、また、改正に対する国際機関の正式確認書または加入書は、締約国であるその構成国の数の批准書または加入書とみなされる(同条(b)(ii))。しかし、国際機関が改正対象事項について全く権限を有しないか、あるいはその一部についてだけ権限を有するような場合には、国際機関の正式確認書または加入書は、改正の発効に必要な数の計算に当たっては考慮されないことにした(同条(b)(iii))。

このように、国際機関は、代表権の重複を避けるために、権限の移譲をうけた事項については、締約国たる構成国に代わって権限を行使し、意思決定を必要とする場合には、締約国である構成国の数だけの投票権を一括して行使することになる。²⁰⁾この方式については、国際コア協定(第四条二項)、国際スズ協定(第五四條(b))、国際コーヒー協定(第四条四項)、陸上起因海洋汚染防止条約(第一九条)、地中海汚染防止条約(第一九条)などの先例がすでにある。

なお、EECが海洋法条約の署名時に行った宣言において、「第一一部分の規定に関して、共同体は、不公正な経済慣行の監視を含む通商政策の事項について権限を有する」と述べている。²¹⁾そこで、同条約によって設立される国際海底機構における、EECの地位が問題になるであろう。この条約の第一一部分「深海底」において、すべての締約国は、

締約国であることにより国際海底機構の構成国となる（条約第一五六条二項）とし、国際海底機構の総会は、機構のすべての構成国からなり（同第一五九条一項）、各構成国は一つの票を有する（同条六項）と規定している。したがって、EECもまた、構成国から権限の移譲を受けた限度において総会に出席し、権限を有する事項に関する意思決定にあたっては、締約国である構成国の数だけの投票権を一括して行使できるものと考えられる。しかし、こうした場合、EECに対して国際海底機構の分担金その他の財政的負担を、その構成国とならんでどのように割り当てるかの問題が生ずるであろう。²²⁾

(5) 責任の帰属と紛争解決

海洋法条約に基づく義務の不履行や、第三国の権利の侵害その他の違反が発生した場合に、国際機関とその構成国との間に権限配分の関係があるとき、その事項について権限をもつ側が責任を負うことになる（附属書第六条一項）。特定の事項について、国際機関と構成国のいずれが責任を負うかが明確でない場合には、いずれの締約国も国際機関と構成国に対して、この点に関する情報を提供するように要請することができる。しかし、この要請があったにもかかわらず、両者が合理的な期間内に情報を提供しなかった場合、あるいは、相互に矛盾した情報が提供された場合には、国際機関と構成国が連帯して責任を負うことが規定された（同第六条二項）。

これは、一九六三年のライン河の化学的汚染防止条約で採用された方法であって、二つの締約国間に紛争が発生し、その一方がEECの構成国である締約国である場合に、他方の締約国は、共同体と当該構成国の双方に対していずれが紛争の当事者であるかを問い合わせ、二カ月以内に回答がないときには、EECと当該構成国の両者を紛争当事者とみなすというものである。²³⁾ この規定は、第三国の権利を保護するために設けられたものであるが、構成国は国際機関へ権限を移譲した旨の宣言を特に行っていないすべての事項について、権限を有するものと推定されるという規定

(同第五条三項)と、整合性に欠けるように思われる。

ところで、海洋法条約は、条約の解釈または適用に関する締約国間の紛争の解決について、二段階の手続きを用意している。その第一段階は、任意的手続であって、締約国はその選択する平和的手段によって紛争を解決することが求められる(条約第二七九条)。つぎに、任意的手続で解決されなかった紛争は、いずれかの紛争当事国の要請によって、拘束力のある決定を下す国際裁判に付託される(同第二八六条)。この第二段階における裁判機関については、いずれの国も条約への署名、批准または加入のときに、文書による宣言で国際海洋法裁判所、国際司法裁判所、仲裁裁判所または特別仲裁裁判所のいずれか一または二以上の裁判所を選択しなければならぬ。そして、紛争が発生したとき、紛争当事国が同一の裁判所を選択した場合にはその裁判所で審理されるが、選択した裁判所が異なる場合には、仲裁裁判所に付託されることになっている(同第二八七条)。

附属書では、紛争の当事者が国際機関の場合にも、前述した紛争解決手続が準用されると規定している(附属書第七条二項)。これは、国際機関についても、可能なかぎり国家と同じ紛争解決手続を適用することを意図したものである。ただ、国際司法裁判所の訴訟当事者は国家だけに限られており、国際機関はここで紛争解決を求めることができない。そのため、国際機関は、正式確認書または加入書を寄託するときに、文書による宣言によって、国際司法裁判所を除く残り三つの裁判所の一または二以上を選択することになっている(同条一項)。もっとも、国際機関とその構成国が紛争の共同当事者である場合、または、同じ利害を有する当事者である場合には、当該構成国が選択した裁判所を国際機関も受諾したものとみなされる。ただし、当該構成国の選択した裁判所が国際司法裁判所だけであったときには、紛争当事者が別段の合意をしないかぎり、国際機関と構成国がともに仲裁裁判所による解決を受諾したものとみなされる(同条三項)。

このようにして、国際機関が構成国から権限を移譲された事項につき発生する紛争についても、国家の場合と同様

に紛争を強制的に解決する手続が用意されている。

おわりに

国連海洋法条約は、一九八二年四月三〇日に賛成一三〇、反対四、棄権一七で採択された。表決にあたって反対したのは、イスラエル、トルコ、米国およびヴェネズエラの四国であり、棄権した一七国のなかに、現在のEECの構成国である、ベルギー、西ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、スペインおよび英国の七国が含まれていた。しかし、この条約の署名開始日である一九八二年一月一〇日にジャマイカのモンティゴベイで署名したEEC構成国は、デンマーク、ギリシア、フランス、アイルランド、オランダおよびポルトガルであり、署名期限である一九八四年一月九日までに署名を済ませたのは、ベルギー、スペイン、イタリアおよびルクセンブルグであった。つまり、現在のEEC構成国一二国中で一〇国が署名を行い、EEC自体も附属書第二条の条件を充たした後の一九八四年一月七日に署名を行ったが、西ドイツと英国は署名しなかった。なお、EEC構成国のうちでこの条約を批准した国は、現在までのところ存在しない。²⁴⁾

すでにみたように、EECなどの国際機関は、その構成国の過半数が批准書または加入書を寄託したときに、この条約の締約者となることができる。したがって、その構成国がまだ一国も批准または加入を行っていない現時点において、EECが海洋法条約に参加した場合に生起する、各種の法技術的な問題を論ずるのは時期尚早であるかもしれない。しかし、国連海洋法条約は、EECがこれまで署名した条約のなかでも最も大規模な条約であり、その規律対象事項も海洋法の全分野にわたっていることからみて、国際機関の条約参加問題を論ずる場合の好個の先例になる

ものと考えられる。

とくに、この条約は、国際機関とその構成国の双方に対して、条約が規律する事項についての相互の権限関係を明確にさせるための制度を設けており、それに関する情報が合理的な期間内に提供されない場合には、条約義務の不履行につき両者に連帯責任を負わせている。EECのように、構成国からの権限の移譲が継続的に行われており、両者の権限関係を有権的に決定する機関を欠いている場合に、こうした保障措置は、締約国である第三国の利益を保護し条約の安定性を高めるための良い先例になるものと考えられる。

今後、EECの活動領域が拡大されるにつれて、各種の分野で共同体とその構成国が権限を分担するような条約が締結される機会が、ますます増加するものと思われる。本稿が、こうした条約の研究における先鞭となれば幸いである。

- (1) 海洋法に関する国際連合条約、一九八二年二月一日、モンテビデオで作成、未発効。
- (2) Statement by the President of the United States of America, March 10, 1983, United Nations, Law of the Sea Bulletin, No.1, pp.80-82.
- (3) United Nations, Law of the Sea Bulletin, No.4, pp.16-19.
- (4) EECが締結した混合協定の先例には次がある。一九六三年のライン河の化学的汚染防止条約、一九七二年と七五年の国際ココア協定、一九七五年の国際スズ協定、陸上起因海洋汚染防止条約、一九七六年の国際コーヒー協定、地中海の汚染防止に関する条約、一九八一年の越境長距離大気汚染条約。
- (5) Letter dated 10 September 1976 from the representative of the Netherlands to the President of the Conference, A/CONF.62/48, Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Official records (hereinafter cited as UNCLLOS III, O.R.), Vol.VI, pp.119-120. Letter dated 6 June 1977 from the representative of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the President of the Conference, A/CONF.62/54, UNCLLOS III, O.R., Vol.

VII, pp.48-49. Mr. Villadsen (Denmark), Summary records of the Plenary Meetings, 95th meeting, 5 May 1978, UNCLLOS III, O.R., Vol.IX, pp.29-30. Letter dated 11 September 1978 from the representative of the Federal Republic of Germany to the President of the Conference, A/CONF.62/L.32, *ibid.*, p.187.

(6) 拙稿「海洋法条約最終条項の審議」『季刊海洋時報』一五号、二一一―二一頁参照。

(7) 拙稿「第三次国連海洋法会議の成果」『オーシャン・フォー』第一四卷八号（一九八二年八月一日）一五―一七頁。

(8) 国際機関の条約参加問題に関して、海洋法会議に出された非公式提案には次がある。

Informal proposal by the Soviet Union, FC/3, 30 July 1979, R.Platzöder ed., Third United Nations Conference on the Law of the Sea: Documents (hereinafter cited as Platzöder, UNCLLOS III, Documents), Vol.XII, p.354. Informal proposal by Belgium, Denmark, France, Germany, Federal Republic of Ireland, Italy, Luxembourg, the Netherlands and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Article 300bis, FC/5, 3 August 1979, *ibid.*, p.356. Proposal on Participation of International Organizations by the Latin American Group, 13 August 1980, *ibid.*, p.341. Proposal on Participation by the Group of 77, 25 March 1981, *ibid.*, pp.342-343. Proposal on Participation by the Soviet Union, 26 March 1981, *ibid.*, p.344. Informal proposal by Belgium, Denmark, France, Germany, Federal Republic of Greece, Ireland, Italy, Luxembourg, the Netherlands and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Participation of International Organizations, FC/22, 27 March 1981, *ibid.*, pp.425-426.

(9) この問題の密議経緯については、次の文書や参照せよ。

Note by the President on Participation in the Convention, FC/23, 31 March 1981 and Corr.1, *op.cit.*, Platzöder, UNCLLOS III, Documents, Vol.XII, p.426. Note by the President, FC/25, 13 April 1981, *ibid.*, p.431. Report of the President on Final Clauses to the Informal Plenary, FC/26, 23 April 1981, *ibid.*, p.438. Report of the President to the Informal Plenary on the question of Participation in the Convention, FC/27, 27 August 1981, *ibid.*, pp.444-453. Report of the President on the question of Participation in the Convention, A/CONF.62/L.86, *op.cit.*, UNCLLOS III, O.R., Vol.XVI, pp.197-201.

(10) FC/3 (前出注(8))。

(11) 一九八一年のソ連提案 (前出注(8))。

(12) FC/27 (前出注(9))。

(13) 国際法委員会では、一九七五年の特別報告者ルテール (Paul Reuter) の第四回報告書の草案第一一条のコメントで、「批准」という文言が国際機関が締結する条約の場合に適當でないことを指摘し、これをめぐって委員会でも長い議論が続いた。結局、同年の国連総会への報告書において、「一般的に認められた用語でなることを断りながら、「正式確認行為 (act of formal confirmation)」の文言を採用した。また、一九八一年の報告書では、「批准書」に相当する文言として「正式確認書 (instrument of act of formal confirmation)」の表現を採用した。しかし、一九八二年の報告書では、これが「正式確認書 (instrument relating to an act of formal confirmation)」と英文での表現が修正された。

Fourth Report on the question of treaties concluded between States and International Organizations, or between two or more International Organizations, by Mr. Paul Reuter, A/CN.4/285, Yearbook of I.L.C., 1975, Vol.II, p.33. Summary records of the Twenty-seventh session, 1347th meeting, *ibid.*, Vol.I, pp.226-236. Report of the International Law Commission on the work of its Twenty-seventh session, A/10010/Rev.1, *ibid.*, Vol.II, p.179. Report of the International Law Commission on the work of its Thirty-third session, Yearbook of I.L.C., 1981, Vol.II, Part two, p.132. Report of the International Law Commission on the work of its Thirty-fourth session, Yearbook of I.L.C., 1982, Vol.II, Part two, p.31.

- (14) Vienna Convention on the Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations, Done at Vienna, 21 March 1986.
- (15) Philippe Manin, "The European Communities and the Vienna Convention on the Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations", 24 Common Market Law Review (1987), p.468.
- (16) Kenneth R. Simmonds, "The Community's declaration upon signature of the U.N. Convention on the Law of the Sea", 23 Common Market Law Review (1986), pp.528-530.
- (17) United Nations, Law of the Sea Bulletin, No.4, pp.16-19.
- (18) Henry G. Schermers, "The internal effect of Community treaty-making", David O'Keefe & Henry G. Schermers ed., "Essays in European Law and Integration", 1982, pp.176-177.
- (19) K.R. Simmonds, "The Community's participation in the U.N. Law of the Sea Convention", *ibid.*, p.189.
- (20) 小寺彰「国際機構の法的性格に関する一考察—国際機構締結条約を素材として—」『国家学会雑誌』第九五卷五・六号、

三一九—三二〇頁参照。

- (21) United Nations, Law of the Sea Bulletin, No.4,p.17.
- (22) Johannes Fønns Buhl, "The Third United Nations Conference on the Law of the Sea", 18 Common Market Law Review (1981), pp.561-562.
- (23) 同条約附属書B（仲裁裁判）第八項。
- (24) United Nations, Law of the Sea Bulletin, No.12, pp.1-6.

（本稿は、一九九〇年一月二七日に、西南学院大学で開催された九州EEC研究会で行った報告を基礎にしたものである。）